



平成 28 年 5 月 11 日

各位

会社名 株式会社メニコン  
代表者名 代表執行役社長 田中 英成  
(コード番号：7780 東証・名証第一部)  
問合せ先 執行役 経営戦略室長 太田 章徳  
(TEL. 052-935-1187)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 11 日開催の取締役会において、定款の一部の変更について平成 28 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役から取締役（業務執行取締役等であるものを除く）に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。なお、定款第 30 条の変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 27 日  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 27 日

(別紙)

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 視力補正用レンズ・眼内レンズ・検眼用器具等眼科用医療機器の受託開発、製造販売および輸出入</li><li>2. 前号に付帯する材料・付属品の受託開発、製造販売および輸出入</li><li>3. 医療機器の製造機械の製作販売および輸出入</li><li>4. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入</li><li>5. 農業・畜産・資源再利用など環境分野等に有用な資材物、原料等の製造販売および輸出入</li><li>6. コンピューターソフト並びに情報処理通信システムの開発・販売および運営管理</li><li>7. 計量・計測器具の製造および販売</li><li>8. 不動産の売買および賃貸・管理業</li><li>9. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾および管理</li><li>10. 社会貢献を目的とした情報発信および文化振興を担う基地としてのホール・ギャラリーの運営</li><li>11. 前各号に付帯する一切の業務</li></ol>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 視力補正用レンズ・眼内レンズ・検眼用器具等眼科用医療機器の受託開発、製造販売および輸出入</li><li>2. 前号に付帯する材料・付属品の受託開発、製造販売および輸出入</li><li>3. 医療機器の製造機械の製作販売および輸出入</li><li>4. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入</li><li>5. 農業・畜産・資源再利用など環境分野等に有用な資材物、原料等の製造販売および輸出入</li><li>6. コンピューターソフト並びに情報処理通信システムの開発・販売および運営管理</li><li>7. 計量・計測器具の製造および販売</li><li>8. 不動産の売買および賃貸・管理業</li><li>9. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾および管理</li><li>10. 社会貢献を目的とした情報発信および文化振興を担う基地としてのホール・ギャラリーの運営</li><li><u>11. 禁煙運動推進のための研修会、講習会など各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営ならびにコンサルティング業務</u></li><li><u>12. 前各号に付帯する一切の業務</u></li></ol>
第 3 条から第 29 条 (条文省略)	第 3 条から第 29 条 (現行どおり)
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>非業務執行取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役 (<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>) との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

以上